

個人番号の提供の際に必要な書類

マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号））施行に伴い、法に定められた行政手続（社会保障、税、災害対策分野）において、個人番号（マイナンバー）の利用が開始されます。

小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、以下の利用目的のため、個人番号を提出していただく必要があります。

利 用 目 的
小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
医療受給者証に関する事務
医療費支給認定の変更に関する事務
医療費支給認定の取消しに関する事務
児童福祉法第 57 条の 4 第 2 項の資料の提供等の求めに関する事務
申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

個人番号提出の際の本人確認について

個人番号を提出いただく際には、法律上、本人確認（「身元確認」と「番号確認」）を行う必要があります。

小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請では、申請者について「身元確認」と「番号確認」を行います。その他の個人番号の提出が必要な方は「番号確認」のみを行います。

個人番号の提出が必要な方

- 1 **申請者**（保護者※）
※受診者の加入する医療保険の被保険者、市町村国保の場合は受診者を扶養している者。
- 2 **受診者**
- 3 **受診者と同じ医療保険に加入する被保険者**（医療費支給認定基準世帯員といいます。）

医療保険の種類	3 の被保険者に該当する人
国民健康保険 （市町村国保）、 国民健康保険組合 （土建国保、 建設国保、医師国保など）	健康保険証の記号・番号が同じ方 全員
被用者保険 （全国健康保険協会、 健康保険組合、共済組合など）	受診者の健康保険証に 被保険者 として記載されている方（通常は 1 の申請者と同じ方）

（1）番号確認に必要な書類

【被用者保険の場合】

上記 1～3 の方の①～③の書類の写し（いずれか 1 つ）

- ① **個人番号カード（両面）** ② **通知カード** ③ **個人番号が記載された住民票（個人又は世帯全員のもの）**

※デジタル手続法の施行日（令和 2 年 5 月 25 日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能

【国民健康保険又は国民健康保険組合の場合】

上記 1～3 の方のア又はイの書類の写し

- ア 個人番号が記載された住民票（受診者が属する世帯全員のもの）
- イ 個人番号が記載されていない住民票（受診者が属する世帯全員のもの） + 「個人番号カード（両面）、通知カード、個人番号が記載された住民票（個人のもの）」のいずれか一つ

⚠ 住民票（受診者が属する世帯全員のもの）を提出する場合の注意点

上記1～3以外の方の個人番号は復元できない程度にマスキングの上、提出してください。（御不明な点がありましたら、申請時に保健所で確認の上マスキングしてください。）

※マスキングせずに提出された住民票については、提出の必要のない個人番号を保健所において責任を持ってマスキングし、申請書類として使用しますので予め御了承ください。

（2） 身元確認に必要な書類

申請者（保護者）の以下の書類の写しを提出してください。

① 申請者の身元確認書類（写真付きのもの。以下から1つ）

- 個人番号カード（両面）
- 運転免許証
- 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）
- 旅券（パスポート）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- 在留カード又は特別永住者証明書

② ①の書類の提出が困難な場合（以下から2つ）

- 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の資格確認書
- 健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 国民年金手帳
- 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
- 住民票又は世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの又はマスキングしたもの）
- 生活保護受給証明書
- 医療受給者証（同一保険加入者に小児慢性特定疾病や指定難病の受給者がいる場合）

⚠ ①、②のいずれも提出ができない場合は、事前に保健所に御相談ください。

《参考》 個人番号（マイナンバー）とは

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12けたの番号。



通知カード

個人番号（マイナンバー）

個人番号カード